

函館市議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市議会個人情報保護条例（令和5年函館市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化

オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋または掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券

の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第

2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）

その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(行政文書から除かれるもの)

第5条 条例第2条第4項の議長が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として別に定める施設において歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

ア 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

イ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ウ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(ア) 当該資料に函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号）第7条に規定する非公開情報が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該非公開情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

(イ) 当該資料の全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国または独立行政法人等を除く。）または個人から寄贈または寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部または一部の一般の利用を制限すること。

(ウ) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生ずるおそれがある場合または当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法または期間を制限すること。

エ 当該資料の利用の方法および期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

オ 当該資料に記録されている個人情報情報の漏えいの防止のために必

要な措置を講じていること。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第6条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失もしくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、または発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第7条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して

行う場合を含む。)

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。)

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。)

（個人情報ファイル簿の作成および公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第16条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、またはその個人情報ファイルが条例第16条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第16条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第16条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第16条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員または当該職員であった者

イ 条例第16条第2項第1号アに規定する者またはアに掲げる者の被扶養者または遺族

(2) 条例第16条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第16条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が条例第16条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報の収集等の届出）

第9条 条例第17条第1項第5号の議長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人情報の管理責任者

(2) 特定個人情報の該当の有無

(3) 個人情報の収集の方法および時期

(4) 個人情報の収集等の開始年月日

(5) 個人情報の記録の形態

(6) 特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次号において同じ。）に記録される特定個人情報にあつては、経常的に番号法第19条に規定する提供をする場合には、その提供先

(7) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報にあつては、保有個人情報（特定個人情報に係るものに限る。以下この号において同じ。）の訂正または保有個人情報（番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報を除く。）の利用停止について、条例第31条第1項ただし書または第38条第1項ただし書の規定が適用されることとなるときは、その旨

2 条例第17条第1項前段の規定による届出は別記第1号様式の届出書により、同項後段の規定による届出は別記第2号様式の届出書により行うものとする。

3 条例第17条第1項後段の規則で定める軽微な変更は、特定個人情報以外の個人情報の収集等の内容の変更で次に掲げるものとする。

(1) 記録の対象となる個人の範囲の縮小による変更

(2) 記録する個人情報の項目の削除による変更

(3) 個人情報の記録の形態の変更

(4) その他の変更で、市民の基本的な人権を侵害するおそれがないと議長が認めるもの

4 条例第17条第4項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行うものとする。

（開示請求書）

第10条 条例第19条第1項の規定による請求は、別記第4号様式の請求書によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項または第39条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名および住所または居所と

同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証，健康保険の被保険者証，番号法第2条第7項に規定する個人番号カード，出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード，日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて，当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し，または提出することができない場合にあっては，当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求，訂正請求または利用停止請求（以下この項および次項において「開示請求等」という。）をする場合には，開示請求者等は，前項の規定にかかわらず，次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて，開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項，第31条第2項または第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には，当該代理人は，戸籍謄本，委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し，または提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は，当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは，直ちに，書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは，当該開示請求は，取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第12条 条例第24条第1項の議長が定める事項は，次に掲げる事項と

する。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間および場所ならびに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数

(開示決定通知書)

第13条 条例第24条第1項の規定による通知は、別記第5号様式の通知書により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による通知は、別記第6号様式の通知書により行うものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第14条 条例第25条第2項の規定による通知は、別記第7号様式の通知書により行うものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第15条 条例第26条第1項の規定による通知は、別記第8号様式の通知書により行うものとする。

(第三者意見照会書等)

第16条 条例第27条第1項の規定による通知は、別記第9号様式の第三者意見照会書により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による通知は、別記第10号様式の第三者意見照会書により行うものとする。

3 条例第27条第1項または第2項の規定による意見書の提出は、別記第11号様式の意見書により行うものとする。

4 議長は、条例第27条第1項または第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知す

るに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別およびその理由

7 条例第27条第3項の規定による通知は、別記第12号様式の通知書により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープまたは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープまたは録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープまたはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープまたはビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法であって、議会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧または視聴

の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したもの
の閲覧または視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

- 2 議長は、保有個人情報の閲覧または視聴をする者が当該保有個人情報を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認められるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、別記第13号様式の申出書により行うものとする。

- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの交付部数)

第19条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図面の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(訂正請求書)

第20条 条例第32条第1項の規定による請求は、別記第14号様式の請求書により行うものとする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第34条第1項の規定による通知は、別記第15号様式の通知書により行うものとする。

- 2 条例第34条第2項の規定による通知は、別記第16号様式の通知書により行うものとする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第35条第2項の規定による通知は、別記第17号様式の通知書により行うものとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第36条第1項の規定による通知は、別記第18号様式の

通知書により行うものとする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第37条の規定による通知は、別記第19号様式の通知書により行うものとする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第39条第1項の規定による請求は、別記第20号様式の請求書により行うものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項の規定による通知は、別記第21号様式の通知書により行うものとする。

2 条例第41条第2項の規定による通知は、別記第22号様式の通知書により行うものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の規定による通知は、別記第23号様式の通知書により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第28条 条例第43条第1項の規定による通知は、別記第24号様式の通知書により行うものとする。

(諮問をした旨の通知書)

第29条 条例第45条第2項の規定による通知は、別記第25号様式の通知書により行うものとする。

(検索資料)

第30条 議長は、第9条第2項および第4項の届出書その他保有個人情報の検索に必要な資料を備え、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第31条 条例第50条の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 個人情報ファイル簿の作成の状況

(2) 個人情報の収集等の届出の状況

- (3) 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用等の状況
- (4) 保有個人情報に関する開示，訂正および利用停止の請求の状況
- (5) 請求に対する措置の状況
- (6) 審査請求の状況
- (7) その他必要と認められる事項

附 則

- 1 この規程は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については，同項中「直ちに」とあるのは，「函館市議会個人情報保護条例施行規程の施行後遅滞なく」とする。